

## 大牟田市がけ地等復旧補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年7月豪雨に伴う災害（以下「災害」という。）により、被災したがけ地の復旧等を図り、市民生活の安定に資することを目的とし、予算の範囲内において、被災したがけ地の復旧工事を行う者に対し、大牟田市がけ地等復旧補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 宅地 災害発生時に使用していた居住の用に供する住宅の敷地をいう（営利を目的とする不動産事業の用に供する宅地又は法人が所有しているものを除く。）。
- (2) 被災宅地等 宅地に隣接するがけ地及び人工がけ地が崩壊した宅地又は隣接する土地をいう。
- (3) がけ地 こう配が30度を超え、かつ垂直の高さが3メートルを超える傾斜地をいう。
- (4) 人工がけ地 切土、盛土及び擁壁の設置により、人工的に形成されたがけ地及び斜面地をいう。
- (5) 崩壊がけ地 がけ地及び人工がけ地で、災害により崩壊したがけ地部分をいう。
- (6) 公共施設 本市が管理する道路、河川その他の公共の用に供する施設をいう。

### (補助対象がけ地)

第3条 補助の対象となるがけ地（附属する工作物を含む。以下「補助対象がけ地」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 災害により、市内において崩壊したがけ地又は人工がけ地で、崩壊がけ地の垂直の高さが3メートルを超えるものをいう。
- (2) 崩壊がけ地の下端両側を結んだ線の水平面上の垂線から、外側に30度の角度で直線を伸ばし、崩壊がけ地の下端から水平距離で崩壊がけ地の高さの2倍までの距離で囲んだ範囲に、災害発生時に使用していた居住の用に供する住宅、又は公共施設があるものをいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 被災したがけ地の所有者、共有者又は隣接する被災宅地等の利害関係人で被災したがけ地の所有者の全部又は一部から工事の施工について委任を受けた者（工事施工業者を除く。）をいう。
- (2) 市税等の滞納がない者

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。））であるとき。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等であるとき。
- (3) 暴力団員が実質的に運営している法人等であるとき。
- (4) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (6) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、崩壊がけ地を復旧する工事（この要綱の施行日前に着手し、又は完了した工事を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法面保護に係る工事
- (2) 擁壁の設置及び補強に係る工事（既存擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設等の設置工事を含む。）

(3) 前号に掲げるもののほか、宅地の安全性の回復に市長が必要と認めるもの。

2 補助対象工事は、補助対象者が行う補助対象がけ地の復旧工事（補助対象者が共有者であって、他の共有者全員の同意がない場合は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 252 条の保存行為に該当する工事に限る。）であって、市内に本店を有し、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第 3 条第 1 項の許可を受けた者で、前条第 2 項の各号に該当しない者（以下「市内施工業者」という。）に請け負わせる工事とする。ただし、市内施工業者において、補助対象工事を行うことが困難な場合は、この限りでない。

3 補助対象工事費は、設計費用等を含むものとする。

4 補助対象工事は、令和 5 年 2 月 28 日までに完了するものとする。

5 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象工事としない。

(1) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等の他の補助事業の対象となるがけ地の復旧工事

(2) 補助対象工事の施工に係る費用が 10 万円を超えない工事

(3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく命令、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく監督処分又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 81 条第 1 項に基づく監督処分を受けている被災宅地等における工事

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）又は農地法（昭和 27 年法律第 229 号）による規定に違反している土地その他関係法令に違反している被災宅地等の工事

(5) 前号に掲げるもののほか、被災宅地等に適用される法令、条例、規則又はこの要綱に基づき、市長が行った指示に違反した補助対象者が行う工事

（補助金の交付及び額）

第 6 条 市長は、補助対象者が補助対象工事を実施するときは、当該工事に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、補助対象経費のうち市長が必要と認める額の100分の50に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、200万円を限度とする。
- 3 市長は、申請された補助対象経費が著しく適正を欠くと認めたときは、市長が適正と認めた額を補助対象経費として補助金の額を決定するものとする。
- 4 土地所有者が異なる一連のがけ地について、当該がけ地の所有者が共同して補助対象工事を施工する場合は、各々が負担すべき経費を、各々の補助対象経費とする。
- 5 被災したがけ地の共有者が補助対象工事を施工する場合は、共有者のうち他の共有者から工事の施工について委任を受けた者が負担すべき経費を補助対象経費とする。  
(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、令和3年12月28日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に申請するものとする。

- (1) 位置図
  - (2) 補助対象がけ地が存する土地の土地登記全部事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税土地台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し）及び公図
  - (3) 災害に伴う被災であると確認できる資料
  - (4) 被災宅地等の被災状況を確認できる資料（被災写真等）
  - (5) 工事施工図（計画平面図、断面図及び構造図）
  - (6) 工事見積書又は補助対象工事の代金領収書若しくは請求書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）
  - (7) 市税納付状況調査承諾書（様式第2号）
  - (8) 補助金の交付を申請しようとする補助対象者と補助対象がけ地の所有者又は共有者が同一人でない場合は、復旧工事施工同意書（様式第3号）
  - (9) 申請時に補助対象工事が完了している場合にあつては、補助対象工事の完了写真（着工前、竣工、施工状況及び出来形寸法が確認できるものに限る。）
  - (10) 暴力団排除条項に基づく誓約書兼照会承諾書（様式第4号）
  - (11) その他市長が必要と認めた書類
- 2 市長は、補助対象工事の目的及び内容により、前項の添付書類のうち必要がないと

認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により前条の申請を行った補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、前条の規定による通知を受領した日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 補助事業者は、申請の取下げを行う場合は、補助金交付申請取下げ書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、無かったものとみなす。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助対象工事の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助対象工事を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(3) 補助対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 補助対象工事の施工にあたっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他関連する法令を遵守すること。

(5) その他市長が特に必要があると認める条件

2 前項の規定により付する条件には、補助対象工事の完了後においても従うべき条件を含むものとする。

(申請内容の変更等)

第11条 補助事業者は、前条第1項第1号又は第2号に規定する承認を受けようとする

る場合は、補助金交付申請変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する変更の申請には、変更の内容が分かる書類を添付するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する変更の申請を受け、承認した場合は、補助金交付申請変更承認通知書（様式第8号）により補助事業者に対して通知するものとし、承認しなかった場合は、補助金交付申請変更不承認通知書（様式第9号）により補助事業者に対して通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第4条第2項各号及び第5条第5項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 前3号のほか補助対象工事に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他この要綱又はこの要綱に基づく市長の処分違反したとき。

2 前項の規定は、補助対象工事について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合については、補助金交付取消通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告又は調査）

第13条 市長は、必要に応じて補助事業者から補助対象工事の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

（補助対象工事の遂行等の命令）

第14条 市長は、補助対象工事が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助対象工事を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、補助対象工事

の遂行の一時停止を命ずることができる。

(完了報告書)

第15条 補助事業者は、補助対象工事が完了したとき（補助対象工事の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助対象工事完了の日から起算して14日以内に工事完了報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象工事の完了写真（着工前、竣工、施工状況及び出来形寸法が確認できるもの）
- (2) 補助対象工事の代金領収書又は請求書の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定による完了報告書を受領したときは、関係書類及び現地の検査を実施するものとし、当該検査の結果、適正であると認める場合は、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、前条の規定による調査の結果、補助対象工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象工事について、これに適合させるための措置を補助事業者に対して命ずるものとする。

2 第15条の規定は、前項の規定に従って行う補助対象工事について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第18条 補助事業者は、第16条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、補助金の額の確定の通知を受けた日から起算して14日以内に補助金交付請求書により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、第12条に規定する補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第13号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助事業者については、第9条から第20条までの規定は、同日後においても、なお効力を有する。